

# 契約書

りんごの木訪問看護ステーション



## 契約書

利用者\_\_\_\_\_様(以下「利用者」という)と、りんごの木訪問看護ステーション(以下「事業者」という)は、訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

### 第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法及び医療保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、訪問看護サービスを提供します。
- 2 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたっては、契約者の要介護状態区分及び契約の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。
- 3 事業者が契約者に対して実施する訪問看護サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項(以下「訪問看護計画」という。)は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

### 第2条(契約期間)

- 1 本契約の有効期間は、契約締結日から、介護保険の場合は利用者の要介護・要支援認定の有効期限満了日まで、医療保険の場合はサービスの必要性が無いと主治医の判断または利用者の終了意思表示がされるまでとします。但し、契約期間満了の30日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 利用者からの更新拒絶の意思がなされた場合は、利用者が次に利用する事業者など関係各所に対して必要な限り、事業者は他業者に情報を提供するなど必要な措置をとります。ただし利用者およびその家族の個人情報については、必要最低限の範囲内で使用します。提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることがないように細心の注意を払います。

### 第3条(運用規定の概要)

運用規定の概要(重要事項説明書)は、本契約尾の記載通りです。

### 第4条(訪問看護計画の作成・決定・変更)

- 1 事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、主治医の指示のもと利用者の心身の状況を踏まえ、療養上の目標または目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画書を作成します。
- 2 契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の訪問看護計画を作成するものとします。
- 3 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問看護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 4 事業者は、訪問看護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 5 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、訪問看護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問看護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、訪問看護計画を変更するものとします。

#### 第 5 条(主治医との関係)

- 1 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
- 2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

#### 第 6 条(介護保険給付対象サービス)

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問看護師等を派遣し、契約者に対して心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

#### 第 7 条(介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する訪問看護サービスを提供するものとします。
- 2 事業者はサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### 第 8 条(サービスの実施)

- 1 契約者は第 4 条から第 7 条までで定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- 2 サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 1 契約者は、サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)を無償で提供し、訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

#### 第 9 条(サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者が、提供するサービス内容の利用料については、重要事項説明書に記載した説明書通りです。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって、重要事項説明書に記載されているサービス内容の利用料の額を説明し同意を得ます。
- 3 契約者は、サービスの対価として、利用料金表(別紙参照)に記載されている利用料を月ごとに計算した金額を支払います。
- 4 交通費、キャンセル料に際しての請求はございません。

#### 第 10 条(利用の中止、変更、追加)

- 1 契約者は、利用期日前において、訪問看護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2 事業者は、第 1 項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

#### 第 11 条(サービス内容の変更)

事業者は、サービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。

## 第 12 条(利用料金の変更)

- 1 第 9 条 第 1 項・第 2 項・第 3 項に定めるサービス利用料金について、医療保険及び介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第 9 条に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の 2 か月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

## 第 13 条(事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス実施日において、訪問看護師により契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、契約者又はその家族等からの聴取・確認の上で訪問看護サービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 2 事業者は、契約者に対する訪問看護サービスの実施について記録を整備し、それを 5 年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複物を交付するものとします。記録とは次のものをさします。
  - 一 主治の医師による指示の文書
  - 二 訪問看護計画書
  - 三 訪問看護報告書
  - 四 サービス内容
  - 五 市町村への通知
  - 六 苦情の内容
  - 七 事故の状況等

## 第 14 条(守秘義務等)

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## 第 15 条(訪問看護師の禁止行為)

訪問看護師は、契約者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 一 契約者もしくはその家族等からの金銭の授受
- 二 契約者の家族等に対するサービスの提供
- 三 飲酒及び喫煙

- 四 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 五 その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

#### 第 16 条(損害賠償責任)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 14 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### 第 17 条(損害賠償がなされない場合)

- 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
  - 二 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
  - 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
  - 四 契約者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### 第 18 条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

#### 第 19 条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 契約者が死亡した場合
  - 二 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 五 本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第 20 条(契約者からの契約解除)

- 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。ただし契約者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 14 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### 第 21 条(事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。その場合、契約終了日の 30 日前までに契約者に通知します。

- 一 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第 9 条に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- 五 3 か月以上訪問看護サービスの利用がない場合
- 六 契約者が 3 か月以上医療施設に入院した場合
- 七 契約者が死亡した場合

#### 第 22 条(精算)

第 19 条 第 1 項第二号から第五号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から 30 日以内に精算するものとします。

#### 第 23 条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。また市町村(06-6858-2815)国民健康保険団体連合会(06-6949-5418)に対していつでも苦情を申し立てることができます。

#### 第 24 条(緊急時の対応)

- 1 従業者はサービス提供中において、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合には、状況に応じて応急手当を行い、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。またご家族、ケアマネージャー等に連絡いたします。
- 2 乙は、契約の有効期間中、地震、台風、大雨等の天災その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、甲に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。しかしては感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。

#### 第 25 条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

